平成30年度第3回
三重支部評議会　資料1

平成31年度三重支部保険料率について

平成31年1月16日

全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

平成31年度三重支部保険料率について

1-1. 評議会の主な意見

○平成30年10月から11月にかけて開催した各支部の評議会での意見については、必ず提出を求めていたこれまでの取扱いを変更し、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。平均保険料率に対しての主な意見は以下のとおり。

平成３１年度保険料率について			
①	平均保険料率１０％を維持すべき	１８支部	○中長期的に安定した財政運営という観点から、保険料率10%維持が妥当。 ○収支や法定準備金の残高見込の推移などのシミュレーションから判断すると、平均保険料率10.00%維持が望ましい。 ○平均保険料率は10%が上限であるため、これを維持すべきである。 ○中長期の試算で保険料率を引き下げたとしても、数年後には引き上げることになることからも、平均保険料率は１０．００%維持をすることが妥当である。
②	保険料率を引き下げるべき	６支部	○法定準備金を超えた準備金が積みあがっている以上、平成31年度保険料率については引き下げるべきである。 ○保険料率は中長期的という不確定なものよりも、単年度の現実的な数字で議論すべきであり、下げられるときは下げるべきものと考える。 ○準備金の黒字は現役世代の納付の積み重ねによる結果であり、保険料率の引き下げによって還元されるのも現役世代であるべき。

1-2. 評議会の主な意見

平成３１年度保険料率について			
③	①と②の両方の意見のある支部	１３支部	**○中長期的に考えると安易に保険料率の引き上げとはならないこと、また保険料率を一度引き下げると、今後引き上げる際の上げ幅が大きくなることから慎重に考える必要がある。（三重）** **○協会の財政は単年度収支であることから、保険料率を引き下げられるときは下げる選択肢も検討すべきだということである。加入者・事業主の立場で考えれば、少しでも引き下げられるのであれば、引き下げてはどうか。（三重）** ○中長期の見通しは示されているものの、過去の例から予測通りとはなっておらず、医療費動向や経済状況を中長期で見通すことは困難であり、検証も難しい。よって、中長期を見通せるなら10%維持と考えるが、見通せない現状では下げるべきと考える。 ○昨年も議論になったが、一度引き下げて次に急激に上がるとなるとやはり大変。下げられるなら下げるべきという意見もあると思うが、若い世代につけを回すべきではない。安定的にやっていただく方がよいと考える。

激変緩和措置について
○激変緩和措置を計画的に解消すべき（8.6/10）

保険料率の変更時期について
○４月納付分（３月分）より変更

※激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）以外の意見はなし。

2．平成31年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

平成30年12月19日
第95回運営委員会資料

1．平均保険料率

■ 平均保険料率10%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。

■ 協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。

■2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再分配の観点から、将来世代につけを回してしまうという懸念がある。

■ 医療機関等への受診者の増加及び１人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う１人当たり医療費の増加に起因するところが大きい。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げることには疑問を感じる。

■ 被保険者の立場からすると、保険料率引下げとなれば喜ばしいが、現状を踏まえると、10%を維持することが妥当と考える。

■ 税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべきである。併せて、国庫補助率が引き下げられることがないよう、国に訴えていかなければならない。

■ 保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的な情勢を踏まえて議論しなければならない。

2．都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

平成31年度の激変緩和率は8.6/10に引上げることで、特段の異論はなかった。

3．保険料率の変更時期

平成31年４月納付分から変更するということについて、特段の異論はなかった。

３．平成３１年度保険料率の基本的な考え方

前　提　条　件	
1	公的医療保険は単年度収支均衡が原則である一方、協会けんぽは国庫補助を受けていることから、その持続可能性や安定的運営を十分考慮する必要があること
2	中長期的に安定した運営を行うため、平均保険料率１０％を可能な限り長期にわたって超えないようにすること
3	協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、保険料率の引下げには慎重に考えなければならないこと

▼

判　断　条　件	
1	医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていない
2	団塊の世代が75歳以上となり、高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は今後も拡大していく

▼

平成３１年度保険料率は
平均保険料率→１０％を維持
激変緩和率→１０分の１．４（均等）の引き上げを厚生労働省へ要望
保険料率の変更時期→平成３１年４月納付分から

4．協会けんぽの収支見込（医療分）

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		29年度 決算	30年度 直近見込（30年12月）	31年度 政府予算案を踏まえた見込（30年12月）	備考
収入	保険料収入	87,974	91,314	96,572	24-30年度保険料率： 10.00% 31年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	12,110	
	その他	167	179	600	
	計	99,485	103,343	109,282	
支出	保険給付費	58,117	60,206	64,373	
	老人保健拠出金	0	－	－	拠出金等対前年度比 ▲ 5 ＋ 1,455 ＋ 1,450 ▲ 206
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	15,257	
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	20,971	
	退職者給付拠出金	1,066	208	2	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,969	2,745	3,489	
	計	94,998	97,937	104,092	○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率
単年度収支差		4,486	5,406	5,190	31年度均衡保険料率： 9.46%
準備金残高		22,573	27,979	33,169	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

5. 都道府県単位保険料率の設定について

年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなると言われています。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる傾向があります。このため、都道府県単位保険料率を算定する際には、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行います。

都道府県単位保険料率のイメージ（三重県：年齢構成が低く、所得水準が高い）

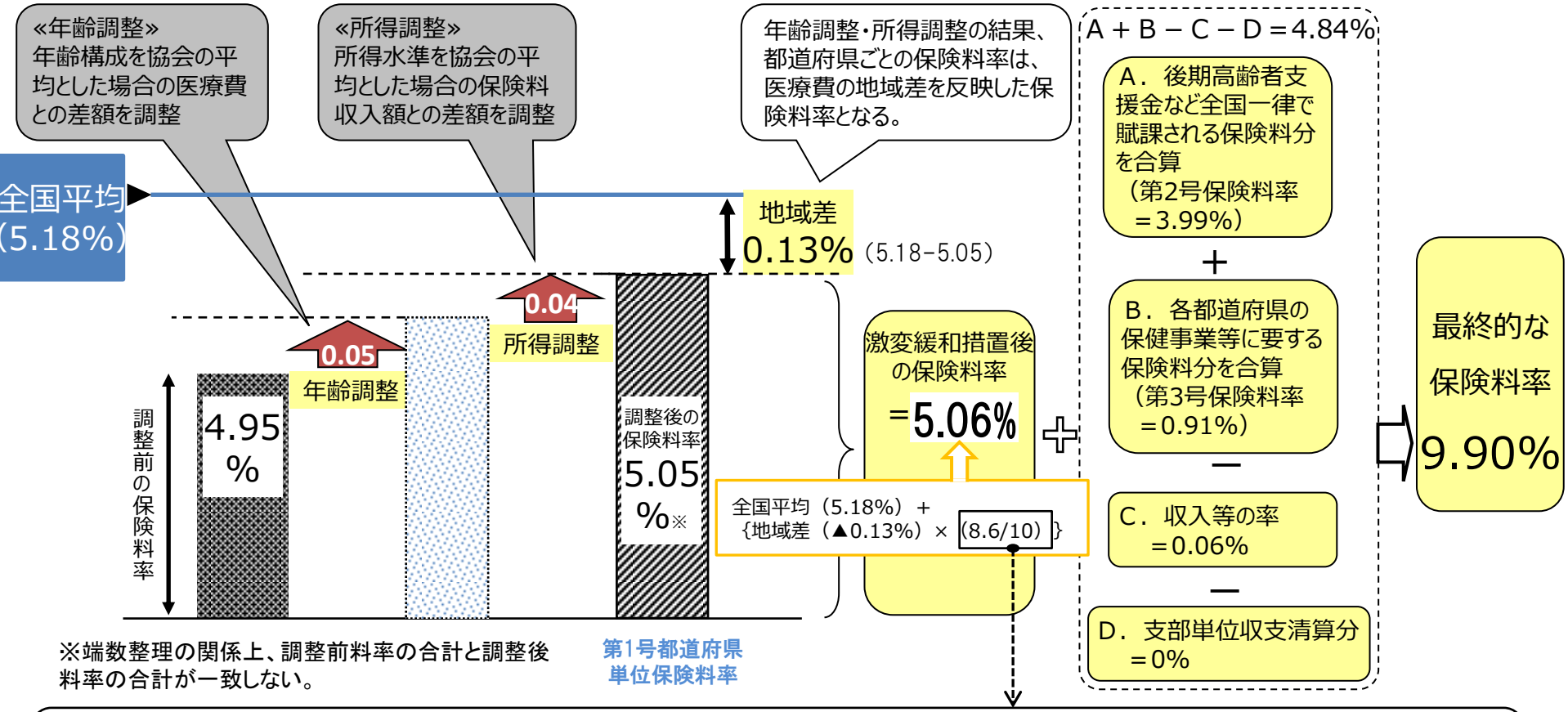

※端数整理の関係上、調整前料率の合計と調整後料率の合計が一致しない。

激変緩和措置が、2024年3月31日までの間で政令で定める日（現時点では激変緩和措置の期限は2020年3月31日）までの間、講じられることになっている。また、災害等特殊事情についても、適切な調整を行うこととしている。

6．平成３１年度三重支部保険料率

○平成３１年度　三重支部健康保険料率

平成30年度
９．90%

→

平成３１年度
９．90%

変更なし

○三重支部健康保険料率の内訳

	主に医療分		主に後期高齢者支援金等	主に保健分		
	第１号 都道府県単位保険料率 【激変緩和措置前】	第１号 都道府県単位保険料率 【激変緩和措置後】	第２号 都道府県単位保険料率	第３号 都道府県単位保険料率	収入等の率	三重支部 保険料率
平成 ３０年度	５．０１％	５．０５％	４．０７％	０．８０％	▲０．０２％	９．９０％
平成 ３１年度	５．０５％	５．０６％	３．９９％	０．９１％	▲０．０６％	９．９０％

7. 三重支部の保険料率の推移

○都道府県単位へ移行後、全国平均以下で推移している。

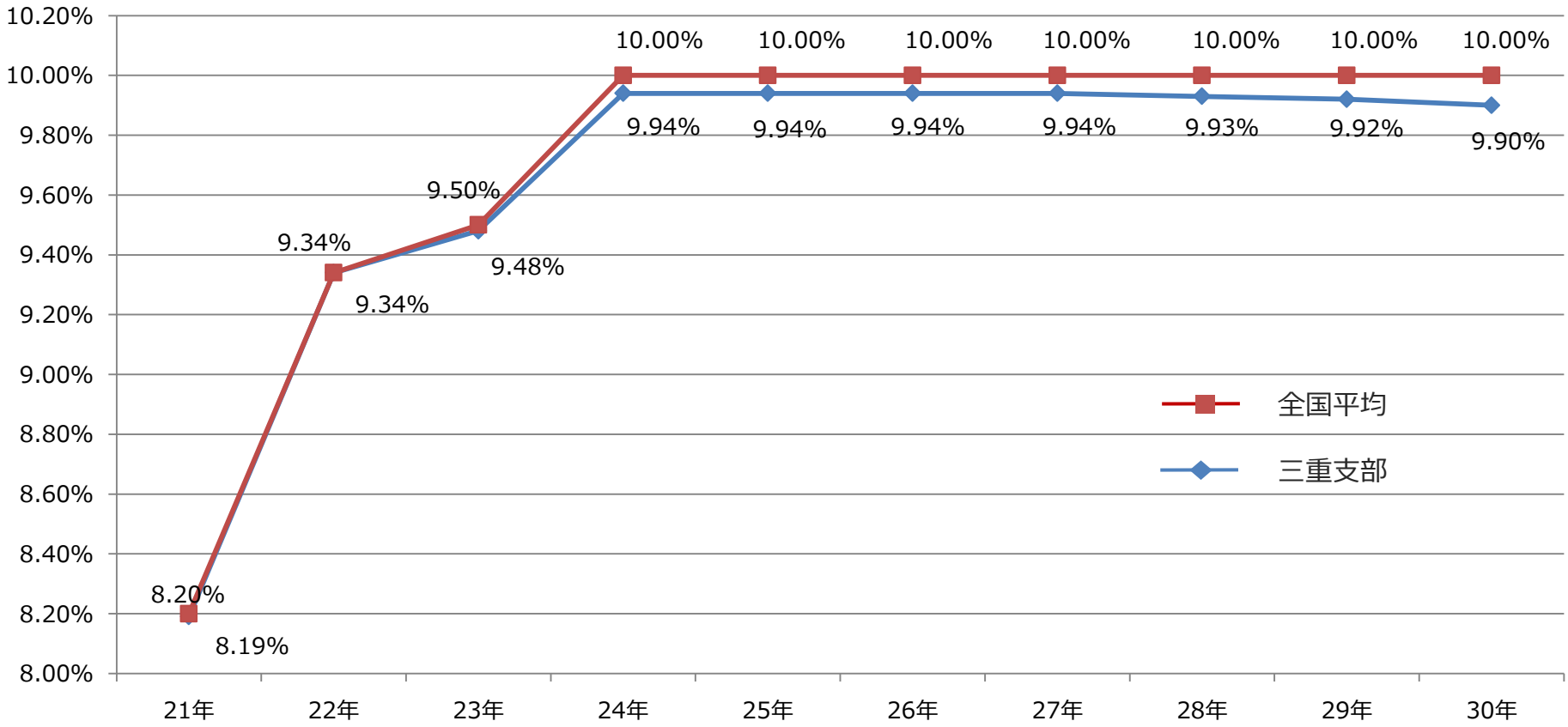

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
三重支部	8.19%	9.34%	9.48%	9.94%	9.94%	9.94%	9.94%	9.93%	9.92%	9.90%
全国平均	8.20%	9.34%	9.50%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%

8. 平成３１年度都道府県単位保険料率のまとめ

平成31年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
（暫定版）

保険料率（%）	支部数
10.75	1
10.31	2
10.30	1
10.24	2
10.22	1
10.21	3
10.19	1
10.18	1
10.16	1
10.15	1
10.14	2
10.13	1
10.10	1
10.07	1
10.03	2
10.02	2
10.00	2
9.99	1
9.95	1
9.92	1
9.91	1
9.90	4
9.88	1
9.87	2
9.86	1
9.84	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.75	1
9.74	1
9.71	1
9.69	1
9.63	1

23

22

三重支部

注．平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の8.6として算定

平成31年度都道府県単位保険料率の
平成30年度からの変化
（暫定版）

平成30年度保険料率からの変化分		支部数
料率（%）	金額（円）	
＋0.14	＋196	1
＋0.08	＋112	1
＋0.07	＋ 98	3
＋0.06	＋ 84	1
＋0.05	＋ 70	4
＋0.04	＋ 56	4
＋0.03	＋ 42	2
＋0.02	＋ 28	3
＋0.01	＋ 14	3
0.00	0	7
▲0.01	▲ 14	1
▲0.02	▲ 28	3
▲0.04	▲ 56	1
▲0.05	▲ 70	4
▲0.06	▲ 84	3
▲0.07	▲ 98	1
▲0.08	▲112	2
▲0.09	▲126	1
▲0.10	▲140	2

22

三重支部

18

注１．「＋」は平成31年度保険料率が平成30年度保険料率よりも上がったことを、
「▲」は下がったことを示している。
２．金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担（月額；労使折半後）
の増減である。

9-1．平成３１年度介護保険料率について

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 （30年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （30年12月）	
収入	保険料収入	8,680	8,665	10,169	29年度保険料率： 1.65% 30年度保険料率： 1.57% 31年度保険料率： 1.73% 納付金対前年度比 ⇒ ＋ 122
	国庫補助等	1,174	879	504	
	その他	0	0	0	
	計	9,854	9,545	10,673	
支出	介護納付金	9,858	10,130	10,252	
	その他	0	18	0	
	計	9,858	10,148	10,252	
単年度収支差		▲ 5	▲ 603	420	
準備金残高		202	▲ 401	19	

注）　端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の平成31年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

31年度は、30年度末に見込まれる不足分（401億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.73％（4月納付分から変更）とする。

※ 31年度政府予算案では、介護納付金は1兆252億円と前年度比で122億円の増加の見込み

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1.57％から31年4月以降に1.73％へ引き上げた場合の31年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕 6,911円 （ 67,814円 → 74,725円）の負担増
〔月額〕 512 円 （ 5,024円 → 5,536円）の負担増

（注1） 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.498月とした場合の負担を算出したものである。
（注2） 「年額」は31年度（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

10．今後のスケジュール（予定）と実務上の手続き

今後のスケジュール（予定）と実務上の手続き

12月19日	運営委員会（平均保険料率の方針決定）
21日	政府予算案（31年度）の閣議決定
1月 8日	全国支部長会議
11日～21日	支部評議会の開催 （都道府県単位保険料率の変更について意見を聴く）
＜ 22日	支部長から理事長への意見の申出 【 提出の期限 】 ＞
31日	運営委員会（都道府県単位保険料率の決定） 料率変更について認可申請

健康保険法

第160条

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いたうえで、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。